

## 議案第 2 号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

多可町滞在型市民農園施設  
の農地および附帯施設の明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを神戸地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求める。

平成 29 年 2 月 10 日提出

多可町長 戸 田 善 規

### 記

#### 1 被告となるべき者の住所、氏名

#### 2 事件の要旨

相手方は、貸付農地等賃貸借利用契約書第 13 条、多可町滞在型市民農園施設特定農地貸付事業要綱第 4 条第 4 号及び使用者心得を遵守せず、平成 28 年 12 月 28 日に契約解除通知したが、契約解除に応じない旨の申し出があり農地および附帯施設を明け渡さないため、訴訟により農地および附帯施設の明渡し等を求める。

#### 3 訴訟の遂行の方針

- (1) 弁護士頼富隆光氏、弁護士中田篤史氏を訴訟代理人と定める。
- (2) 相手方から平成 29 年 3 月 31 日までに農地および附帯施設の明渡しをする旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は和解する。
- (3) 判決の結果必要と認めた場合は上訴する。